

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

7 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年7月新城市教育委員会臨時会会議録

1 日 時 7月16日(水) 午後2時から

2 場 所 教育長室

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

5 書 記

請井志一庶務係長

6 議事日程

開 会

日程第1 協議・報告事項

教育委員会制度の改正について

日程第2 その他

閉 会

日程第1 協議・報告事項

○教育長

新城市教育憲章の作成に向けてということで、三つの柱立てを考えました。

一つは、全国の市町村で教育憲章が作成されているところを探しまして、八つ用意しました。

1から8についてそれぞれ読んでいただいて、感想、意見を述べ合うことを最初に行いまして、2点目に新城教育憲章の原点というんですか、何を教育憲章の柱にしていくかということ、その検証・確認をしていきたいと、その話し合いをします。

3点目に、新城教育憲章のプロットということで、その要素を考えて来ましたので、それらをもとにどのような教育憲章をつくっていくかということを考えていきたいと思しますので、お願いいたします。

○委員長

では、全国市町村の教育憲章の状況ということで、こっちに入っていますね。

○教育長

1番目は奈良市です。奈良市教育憲章ということで、その全文を掲載してあります。

『奈良は国際文化観光都市、世界遺産のあるまちです。平城京の昔から悠久の歴史を経て、今に受け継がれてきた多くの文化財や伝統に大きな誇りを持ち、大切に守り、未来に引き継ぐ責任があります。歴史や文化、そして伝統が正しく受け継がれ、さらに新しい文化を創造するには、教育の力が重要です。私たち奈良市民は、奈良の教育を考え、未来にはばたく子供たちの心身の健全な発達を支えなければなりません。そのためには家庭、学校、地域の連携が何よりも大切です。奈良市はここに教育憲章を制定して、教育のまち奈良を目指します。』

家庭は教育の原点です。親は人生最大の教師です。私たちは家庭を大切に、子供に対して責任を持ちます。学校は学びの場です。子供たちははつらつと学びます。教職員は保護者や地域に信頼される学校をつくります。地域は架け橋です。地域は家庭と学校をつなぎます。私たち奈良市民は、子供たちを見守ります。

奈良教育の日及び奈良教育週間制定宣言。奈良市教育委員会は、地域の教育力の向上と奈良市の将来を担う子供たちの健全教育を目指して12月2日を奈良教育の日、それに続く7日間を奈良教育週間と定め、教育のまち奈良を目指すことをここに宣言します』ということです。

○委員長

平成14年に制定ですよ。

○教育長

続いて、2番目のひたちなか市教育の日憲章。これは、教育の日憲章なんですよ。

『私たちは自己を高め、明るく豊かな生活が営めるよう毎月第一土曜日を教育の日と定め、触れ合い、響き合い、磨き合いながら共に伸びる教育を目指します。』

1、温かい家庭を目指して。家庭団欒の機会を多く持ち、子供の自主性、個性を育てます。家族間で一致協力して子育てに当たります。

2、明るい地域を目指して。子供は地域の宝、温かく成長を見守ります。子供のためによりよい環境をつくります。

3、楽しい学校を目指して。ゆとりある教育を目指し、豊かな心を育みます。未来に向かって創意に満ちた学校経営に努めます。』

平成10年12月21日制定です。

それから3番目、富士吉田市、富士山教育憲章。

『私たちは世界に誇る富士山を朝夕間近に仰ぎながら生活しています。この富士山を鏡として立派な人間になるために富士山教育憲章を定めました。

私たちは、

- 1、高い理想と揺るがぬ信念を持って生きる心を育てましょう。
- 2、健やかな身体と広く温かい心を育てましょう。
- 3、困難を乗り越え、たゆまず努力する心を育てましょう。
- 4、決まりを守り、進んで社会に尽くす心を育てましょう。
- 5、富士山を愛し、世界に通じる豊かな心を育てましょう。

それから4番目、長浜市です。長浜子どもの誓い及び長浜子育て憲章。

『市では長浜の未来を切り開き、次代を担う大切な宝である子供たちを育て導くのは、大人の役目や責務であり、責任を持って子育てをすることが大切であると考えます。

また、子供たちには、社会を生きるために身につけておきたい約束事や、よりよく成長しようとする心構えを示すものが必要であると考えます。

そこで、このたび市民ぐるみの子育て、子育ての教育環境づくりにかかわるさまざまな施策や取り組みを推進するための指針として、長浜子どもの誓い及び長浜子育て憲章を策定しました。

目指す子ども像。

一、夢や目標を持ち、それに向かって努力する子。

一、思いやりの心の優しい子。

一、ふるさとを愛し、誇りを持って生きる子。

長浜子どもの誓い。私たちは誓います。

一つ、元気にあいさつをします。

一つ、名前を呼ばれたら「はい」と返事をします。

一つ、「ありがとう」「ごめんなさい」を素直に言います。

一つ、待っている人がいたら言葉をかけます。

一つ、人の話をしっかり聞きます。

それから、長浜子育て憲章。大人が実践します。

一つ、子どもに誠実に生きる姿を見せます。

一つ、見守る眼差し、叱る勇気を大事します。

一つ、ルールとマナーを教え、奉仕の心をはぐくみます。

一つ、自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます。

一つ、長浜に誇りを持ち、地域に貢献する子どもを育てます。子供は私たちの宝です。命を受け継ぎ、未来を切り開く存在です。市民ぐるみで子供の健やかな成長を願い、たくましく生きる子どもたちを育てましょう。

それから、5番目は栃木県の栃木の子ども育成憲章の前文だけです。

『あしたを担う子供たちが夢と希望を持ち、心豊かでたくましく成長することは県民すべての願いです。私たちは子育てに積極的にかかわり、子供たちをみんなで育てていく決意を込め、ここに憲章を制定します。』

そして、6番目、土庄町教育憲章。小豆島です。

『私たちは、土庄町の町民である。教育はまちづくりの源であることを確信し、教育基本法の精神に従い、明るく豊かなまちを築くためにこの憲章を定める。

一つ、町民は教育を尊重し、力を合わせてその振興に努める。

- 1、すべての町民はその責任において教育の充実発展を図る。
- 2、愛情と信頼と尊敬に基づいて教育を行う。
- 3、教育の指導組織を強化し、施設設備を整える。

二、町民は望ましい市民性の向上を目指して教育を進める。

- 1、一人一人の能力を伸ばし、社会に役立つ人材を育てる。
- 2、正義と責任を重んじ、積極自助の精神を養う。
- 3、相互に理解し合う態度と強調の精神を養う。

三、町民は進んで学習に励み教養を高める。

- 1、現代社会を理解して知性と道徳性を高める。
- 2、健康、安全で幸福な生活のために必要な知識と習慣を養う。
- 3、勤労を尊び、経営を合理化するとともに生産技能を高める。

四、町民は実践活動を重んじ、よい環境をつくる。

- 1、明るい家庭とよい社会環境を築き、青少年を健全に育てる。
- 2、生活を合理化して消費の適正と貯蓄に努める。
- 3、人情豊かで自然を愛し、健全な観光地と発展させる。』

○教育長

昭和39年ということで、ちょっと古いけれども、いろいろ国民的に教育に対する思いが盛り上がったときの憲章だね。

それから7番目、これは学校の教師側で全国連合退職校長会で案としてつくった教育憲章です。

『我々は教育基本法の精神に踏まえ、日本の教育推進の指針としてこの憲章を定める。

日本の教育は個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を持ち、日本人としての自覚と誇りを持ち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。そのために我々は以下に具体的な目標を掲げ、人

間育成の具現化に努める。

- 1、人間創造の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力を持つ。
- 2、日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに地球環境の保全に尽くす。
- 3、我が国が育んできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4、日本の美しい言葉を大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5、誠実や勤勉さを大切にし、勤労の意味と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びを持つ。
- 6、生涯にわたり向学心に燃え、真理を求め創造性豊かに主体的に生き抜く力を持つ。
- 7、和の精神と思いやりの心を持ち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8、善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任を持ち、社会の発展に尽くす。
- 9、民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。』

以上、七つの例です。この他市町村の例を参考にまず感想を述べ合って、新城市のあり方を模索したいと思います。

○委員長

新城はこういう方向がいいじゃないかというのがありましたら。

昭和39年のはわかりやすいですね。

○委員

わかりやすいですね。

○委員長

本当にわかりやすい。

○委員

今回の教育憲章をつくりましようと言ったきっかけというのは、これがあってもなくても、あるほうがいだろうと思うのですけれども、市長の権限が非常に強大になるという中で約束事を決めましようということなのですよ。そうすると、「よい子にしましよう」というような子供向けのスローガンでは、それを目的とするなら別ですけれども、約束事にはちょっとならないんじゃないかなと思うのですよね。そうすると、ある意味参考にするものというのはちょっと変わってくるのかなというように感じました。そこでまず一つ、どういう方向が必要かなと。

それともう一つは、子供たちの教育についてうたった憲章にするのか、そうではなくて社会教育みたいなもの全般を含んだ形の憲章にするのかということをもっと私たちは考え、選択した上で、どういうものにしていくのかなということを考える必要があるかなということを感じました。

○委員長

今回、教育憲章というのはどうなのでしょうね。どういう要素なのでしょうね、そもそも。この間もちょっと皆さんで話したときには歯どめだとか中立という話が多少出ていたと思うのですけれども。

○委員

私、今、委員がおっしゃったように、どういう子供を育てましようというのはちょっと違うかなと思います。例えば4番目の長浜市みたいなものは、ちょっと違うかなという感じは思いました。

あと、もう少し格調高くというのかな、長浜市みたいな方向はちょっと違うかなと。これはもっと教育目標というか、具体的な現場のレベルのことかなというように思いました。

あと、土庄はいいと思うのですけれども、たくさんあり過ぎるなと思ったのですけど。

○委員長

これは時代ががっと上がっていくときのエネルギーを感じますよね。

○委員

奈良なんかはなかなかいいですね。

○委員

この新城の共育12、これってすごくいいので、これがある意味でいうと子ども向けの教育憲章だよ、ここで言えばね。

だから、やっぱり私たちも前回の教育委員会で話をしたように、先ほどから出ている歯どめだとか、あるいは今後の新城の教育でどうしてもこのことは載せておかなければならないとか、そういうものを探って行って、載せたほうがいいじゃないのかなと思いますね。

そのことは教育長の次の2番のところで、もう案がそこに出ていますよね。そこら辺を検討していけばいいのかなという感じはしました。

○委員長

構成要素を考えると、プロットというか、前文と条文をどういうようにやるかとか、そういう話になってきますね、全部ね。例えば歯どめや中立性というのはいわゆる前段の部分で、今言われた約束事が全部書いてあって、そこからは具体的にこんなこともうたってほしいものがあると、こうしますという流れも一つありますよね。

○委員

これは、ちょっと先の話なのですけれども、この憲章をつくるに当たって、教育憲章ワークショップしたいな感じでみんなで話し合っ、自分たちのまちをつくることは人をつくっていくことなんだというのを一緒に考えながらつくっていけるといいですね。

○教育長

全国の教育憲章というのは市民憲章と同じような形で、お題目を並べている、理想を並べているという感じがします。ということであると、今我々が目指そうとしているものとはちょっと違い、あまり参考にならんという感じがするのだけれども。こういった全国にあるような教育憲章を目指すのか。これは市民憲章の隣にあるような、市民憲章の教育版という感じだものね。やっぱりオリジナルな、新城市としての教育憲章をつくる意義、目的に沿ったものにするという方向でいくのかということなのだよ。まだ市民憲章もで

きていない段階なんだけどもね。

○委員

ここにあるのって、逆に市民と新城市というか、新城市教育委員会が約束するというか、市民に対して約束するみたいな内容になっていますよね。こういうことを目指した制度設計をして実施していきますよというようなことになっているので。私はやはりそこそが今非常に重要なポイントだと思うので。ぜひそういう今言われたみたいに、今までよそがやっているのとはちょっと違う位置づけのものをきちんと打ち立てるといいかなと思います。

○委員

新城の三宝とか共育の日とか、そういうものは教育憲章の中にうたうわけでしょうか。

○教育長

それを皆さんで話し合ってください。

○委員長

その1から7の今ある教育憲章の中身というのは市民憲章の延長みたいな形なので、そうじゃなくてももう少し新城の特徴を出したいので、できるような教育憲章になればいいねという話は今出ていましたけれども、その辺はどうですか。

もう一つは、教育憲章の決め方というか、約束事をどういうふうに決めましょうか。

○委員

私さっきも言ったように、今ここで目指す教育憲章というのは、新しい教育委員会の制度改革を前提にして、そういう制度が悪影響を及ぼさないようにというような歯どめを目指すものじゃないとつくる意味がない。もうそれなら、共育12だけで十分じゃないかというような気がします。それはもう一生懸命考えてすばらしいものができているので、これはこれでいいとして。そうじゃなくて、やはりさっき委員も言ったけれども、市長権限が強くなる、そういうことに対して将来心配されるであろうそういうことを想定して、その歯どめになるような、そういう部分をやはりつくってあげれば、ある意味これが全国の参考になっていくような、そういう形になるのではないかなと思うので、そこを目指すべきではないかなと思いますね。

○教育長

全国の教育憲章を見ても、共育12の中の部分を拾い出したものって結構多いんだよね。だから、はるかに共育12のほうが上をいっている感じです、実践的な部分では。

だから、そういう部分ではさっき委員が言われたように、もうちょっと全体を俯瞰したような感じで新城の教育を担保できる、そういったものにもっていくということなんだろうね。

それでは、つくる場合に確認事項として2番のほう、思いつくまま5点挙げて見ました。新城教育憲章の原点の憲章確認ということで、まず第一は、教育全体をやはり顕彰するもの。これは教育憲章の魂として必要なものだと思います。そして、共育の理念を継続・進化・発展させるもの。それから、学校教育の中立性・継続性・安定性が担保できるもの。そのために4点目として市長と教育委員会の良好な関係が維持できるもの。そして最後、

新城教育の特色が発揮できるものというような5点を挙げてきましたけれども、これ以外に、あるいはこれに付加すべきものがありましたら御意見いただきたいと思います。

○委員長

新城教育憲章の中に盛り込む要素としてどんなものがあるかということで今、教育長のほうから5点出していただきました。そのほかにこういうものがある、これは入れるべきだというのがあれば意見してください。

○委員

教育委員会の役割というのか、あるいは教育委員の役目だとか、そこら辺のことをもう少しきちんとうたっておくと、市民も「ああ、教育委員会はこういうことをやっているのか」というのがわかって、これはいいじゃないかなと思います。

○委員長

市長と教育委員会が向き合っているところを市民が確認している、そういうものですかね、教育憲章って。どんな感じなのでしょう、構図としては。

○教育長

憲章だからね。だから、憲章の具体的な、これを遂行するために教育委員会と市長との契約といったものが出てくると思うんだよね。

○委員

憲法のわけですよ。教育憲法。

○委員

基本的に憲法だよ、憲章というのはね。

○委員

そこにあって、それを達成するために教育委員会がこういう役割を演じ、市長はこういう役割を演じますということを市民に対して責任を示すというか、約束をしていくというか、そういうことになるわけですよ。

○委員

そうすると前文があって、本文、具体的というかこういうものがあるって、後文というんですか、それも要ということなんですか。

○委員長

それは構成でどうしようにするかということです。別に全部なくても構わないので。

○委員

それをやるなら、新しい憲法の話みたいな、そういうのをまとめたほうがわかりやすいというか、いいかなという気もするんですけど。

○委員

憲法でも前文があって、条文があるだけだから、別に後文はなくても。

○委員

これを達成するためにどうのこうのというようにしなくてもいいのですか。

○委員

素人考えですみませんが、これを達成するために例えば市長と教育委員会はどのよう

の、お互い協力してどうこうするというのを入れるべきでないかと一瞬思いました。

○委員

それは条文だと思うんです。

○委員

実際には、憲法のもとに教育基本法があり、それで学校教育法があり、施行令があり、施行規則がありって、またどんどん細くなっちゃうけど、そんなことをしなくてもいいものですから。だから、憲章をつくる。憲章の中身は前文と条文であると。そういうことです。前文というのは「まえぶん」ね。後文をつけたほうがいいということですか。

○委員

憲章があって、大綱があって、それから教育何とかというようになっていくのかなというようにだんだん細かく具体的になっていくものではないか。

○委員長

ここには3番とか4番というのは、どうしてもそういう憲章の中身について出てくるんじゃないかと思うですけどね。

○教育長

それでは、3番の教育憲章のプロットですが、これはまだ幾らでも検討の余地があるということで、通例のこういった憲章です。1番にあるように前文と条文で構成することになります。それにこだわる必要はないと思います。今後よりよいものがあったらオリジナルを生み出してもいいかなということになります。

もし前文を入れるとしたら、新城の子供や若者に対する信頼と期待と、そうしたものの権限、これを担保すると。これはやっぱりすごく大事なことだと思うんですね。子供の人権、若者の権限、こういったものを尊重、大切にするといった意味合いを込めたいなということだと思います。それから新城教育でずっと大切にしてきた新城の三宝とか、三計、三学、三多といったようなものを詰めたもの。それから、条文については、先ほど話がありました2の1から6ですね。1から6を網羅したものと、それで覚えることを考えると、また何か文頭をつなげてできると覚えやすいのではないかなということですか。

試しに、そういった要素として必要なものを書き出してみました。とりあえず思いつくものを書き出したわけです。前文の内容としてこんなものがあるんじゃないかなというように書き出したものは、頭文字をつなげるとこのようになります。1番目の新城の三宝である自然を愛し、人道を守り、歴史・文化を大切にします。それから、「うん」で始まるというのは難しいけれども、運動。運動、健康、しつけ、習慣、学び、遊びを学校教育で重んじます。新城を熟知し、世界に発信できるよう読書、作文、議論を活発にします。老若男女仲よく幸福な人生、平和なまちを目指します。共に過ごし、共に学び、共に育つ共育で日本一の教育のまちを目指します。持ちつ持たれつ、共に生きる持続可能な共生の教育を行います。命を尊び、五徳を重んじ、幸せな家庭、安全な地域をつくります。国や世界の平和に貢献できるよう教育の中立、継続、安定性を堅持します。それから、いつも健康、スポーツを心がけ、若い身体を目指します。いつも学び続ける人を心がけ、しなやかな心を目指します。人間の命に限りあることを悟り、感動、創造、貢献の喜びのある人生

を目指します。

それから、具体的なものとして、新城教育は子供の人権尊重、男女平等、敬老の人間第一主義を貫きます。

それから、学校を拠点に顔と名前のわかる共育を推進します。ふるさとの自然、人、歴史、文化の新城の三宝を学びの礎とします。

それから学校教育では、健康、スポーツ、しつけ、習慣、学び、遊びの四つを柱に体・徳・知の教育を進めます。社会教育では、子育て活動、地域活動、健康スポーツ活動、文化芸術活動の四つを柱に生涯学習を進めます。

新城教育の中立を市長と市議会と教育委員会で協議し、堅持します。新城教育の大綱は、市長と教育委員会で協議し作成します。新城教育の総合教育会議は、市長と教育委員会で協議し進めます。新城教育の予算は、教育の独立性を重んじ、教育委員会の裁量を尊重します。それから、新城教育の教育委員会議は、教育委員の互選で決めた座長が運営します。それから、新城教育の教育委員会議は、原則公開とし、議事録も公開します。新城教育では、毎月12日を共育12の日とし、啓発を図ります。

新城教育では、毎年6月の第二土曜日に学校共育の日を開催します。

これ土曜日にするか日曜日にするか、また次回の定例教育委員会議で話題になると思いますが、検討事項です。とりあえずこういった形で一次案の素案として思い浮かぶ要素を挙げてみました。

重なりがありますけれども、そんな中でこういったものが必要ではないか、これは不必要ではないかといったような観点で意見をいただければと思います。

○委員

社会教育は一般的に大体この四つに分類されるものなのです。

○教育長

これは新城の生涯学習の生涯学習検討委員会でかんかんがくがくの議論の中でこの四つをやろうということで決まっているものです。新城市の生涯学習推進基本計画の中で。

○委員

あの2番目のしつけ、習慣というのもやはり今は家庭ではできないから学校教育で重んじるということですか。

○教育長

そういう要素もありますね。それから、集団的なマナーとか社会的なそういったものというのはすごく必要なことですので。

○教育長

もちろん個人の学習習慣とか早寝早起きの生活習慣とか、それ全部入るわけですね。

○委員

私もちょっとそこ気になって、あえて学校教育とうたわなきゃいかなのかな。学校教育はこういうふうなことを大切にするというのはあれなんですけれども、そもそも共育だったりするので、学校教育が何をするか、何を負っていくかという核はもちろん重要だと思ったのですけれども、新城教育ではいいかもしれない。

○教育長

この四つも学校教育基本計画の中でずっと議論して、生涯学習の四つ、学校教育の四つの重点事項という形で新城教育で進めていきましょう。

○委員

学校教育の範疇の話なのみたいな、楽になったみたいだと変ですよねと思ったのですけれども。

○教育長

家庭教育が原点なんだけれども、社会的なモラルとかマナーとか、そういったものは家庭だけではできない。しかも、今は家庭でなかなかされていないという現実の中で、学校教育ってあるのだけれども共育なんだから、もう一緒になってやるということなのですよ。

○委員

ちょっといいですか。とにかくこれを考えたということがまずすごいなと思うのですけれども。それでね、基本的にまず先生にお伺いしたいのは、この新城共育12までが前文になる。そこから後が条文になるとそういうイメージですか。

○教育長

これはね、散文としてまとめている、要素として今取り上げている、遊び心で。

○教育長

憲章の中へ盛り込みたい要素として、とにかく上位事項とそれから具体的な運営事項というか。

○委員

そうすると、上のほうは上位事項で。

○教育長

下のほうは具体的な運営の手続、とり決めといった要素だね。

○委員

なるほどね。

○委員

条文なので、新城共育12に頭をそろえたいということなのですよ。

○教育長

覚えやすくする。単なるお題目に終わらせずに、やはりどうせやるなら覚えられるような工夫というのがあるといいなということなのですよ。もちろんこの前に格調高く散文をつけてもいいのですけれども。

○委員

今ぱっと感じたことはね、新城共育12の9、ここに教育の中立・継続・安定性という、これが先ほど私たちが話し合っていたことが出てきましたよね。それに対して黒ポチで言う結構たくさんあるね。1、2、3、4、5、六つ目、六つ目からこれは中立を市長と市議会と教育委員会で協議し堅持、これ一つでしょう。次、大綱は、市長と教育委員会で協議した、二つ目。次、総合教育会議が市長と教育委員会で協議、進めます。次、四つ目、

予算は教育の独自性を重んじ、教育委員会の裁量を尊重します。五つ目、教育委員会会議は互選で決めた座長が運営。それから六つ目、教育委員会会議は原則公開とし、議事録も公開。一つの上のものに対して非常にこのところが厚くしてあるものですから、教育長もこのところが非常に気になっているなということを感じるんだけど、だから、このバランスの問題もあるものですから、それをどのようにしていくかが大事なところです。

○教育長

歯どめだものね。

○委員長

教育委員会と市長の関係性、それから教育の中立、継続、安定性というのは、僕は前文の中にびしっと書いて、それがまず憲章、ファーストステップですという話になって、後は例えば具体的に新城の教育とは、新城の教育、「いわゆる憲法はこれです」という話になると思います。

○委員

だから要するに前文をまず普通の文章で書いてということですよ。

○委員長

特に市長と教育委員会の関係性とか教育の中立性が必要ですね。

○委員

そうですね。あとは教育基本法を守るとかね、そういうようなことを載せておいて。

○委員長

その下に具体的なものがあってもいいのかなと思います。

あとは運営上のことは、載せるか載せないというのはいろいろな意見があると思います。

○委員

運営上のことって条文が決まって、こういうふうな条文のこの内容に基づいて、こういう制度設計をします。趣旨はうたうけれども、具体的にそこ、そこというのは先ほど条文のあとに何かをつけるのかというお話しがあったと思いますけども、そういうような文章を別途つくっておく必要があるということだと思います。

○委員長

憲章運営規定とかそういうものか。

○委員

ここは重要な骨子になってくるわけですよ。それをどういうふうに関心を持って動かしていくかという話だと思います。

○教育長

この細分まで決めるとつくる側は安心するのだけれども、現実には結局それに縛られてしまって普及しないということになると思うのね。だから、細則については、それに沿って、適宜そのときの教育委員が考えていいんじゃないかなということを感じるね、具体的な。

○委員

ちょっとイメージしているのは、議会にかけるときにどのような書き方になるのかなというふうにして思ったのですよ。前文があって条文の新城共育12の一連があって、

それに対してこれらはかくかくしかじかの考えに基づいてつくりました。制度設計上はこういうようなことを、前文で条文ですよ。

○委員

前文で条文だけどね、前文で条文なんだけど、この新城共育12の部分は何か前文の中に入ってしまうような、そういう内容かなと思うね。むしろ条文がこの黒ポチのほうのような感じがしますね、イメージとしては。

○委員

私はこの新城共育12が条文なのかなと思っていました。

○委員

これだと、もちろん内容的にはいいのだけど、要するに先ほど出てきた1番から7番までのいろいろなところで作られた教育憲章に非常に似通ったものになってしまうものだから、それは私はもう少しこれをいろいろ御苦労されてこういうような形にしたのだけれども、新城共育12はやはり子供たちにひと月ごとに覚えさせる。あるいは保護者にも、地域の人にもひと月ごとに覚えてもらうものですからあれでいいのだけれども、この憲章の場合はしょっちゅうそういうことをやるわけじゃないものだから、私はもう少し絞ってシ・ン・シ・ロの四つとかね、ト・モ・イ・クの四つとかね、もう一つぐらいふやしても四つか五つぐらいまでにしたほうがいいじゃないか、ここは。11あるとちょっとね、多過ぎるので。これせめて四つか五つぐらいまでにしてもらって、そこに前文の精神がここにあらわれて、それで具体的に条文としてはこの具体的なもののほうが私はいいじゃないかと思えますね。

やっぱりさっき言った教育の中立、継続、安定性を堅持しますというところをやはり一番の眼目になってくるもので、それに対して具体的なことがその下に書いてありますよね。だから、こういうことをやっぱり市民にもわかるようにしておくことが歯どめにつながっていく。それだけじゃあまりにも行政的過ぎてしまうものだから、そこに教育的なものをもう少し入れていくというそういう形がいいかなと思います。

○教育長

「協議し」というのはないんじゃない、大綱は。これ市長がつくると書いてなかった。

○委員

さっきなんですが、総合教育会議が大綱を策定するということでしたか。

○教育長

いや、大綱の策定については、新しい地教行法では、首長は総合的な施策の大綱を定めるものとする、首長は定めるものとする、この首長は大綱を定め、あるいは変更しようとするときには総合教育会議において協議するものとする、だから首長が定めると。それで、総合教育会議で協議すると思う。

○委員

そのところがちょっと、地教行法では首長が定めるというのを、教育委員会と協議してというふうに。

○教育長

並列にあえてここでは書いているわけ。それで、地教行法では、首長が定めると。定め、変更するときには協議、あくまでも首長が主。

○教育長

これはこの間の全国都市教育長協議会で文部科学省からもらったもので、この後7月に詳しい説明するというけど、まだやっていない。これは新聞等でも発表したものです。

○委員長

青年会議所には綱領というのがあるんですよ。我々JCは社会的、国家的、国際的な責任を自覚し、志を同じにするものが相集い、力を合わせ明るい豊かな社会を築き上げようというのが、その前文みたいなものがあるんですよ。そのあたりを例えば教育委員会の人との関係だとか、教育の中立性、ここで言うと教育長が書いてくれた、国や世界の平和に貢献できるように教育の中立、継続、安定性を堅持しますとかですね、それからさっきの教育委員会と市長の関係性、それから共に過ごし、共に学び、共育で日本一の教育を目指しますというものが大前部にあって、そういうものが教育憲章の頭ですと。我々の目指すところですよというのがあって、その後に僕は共育の具体的な項目があれば、それで十分かなと思うんですよ。むしろ管理運営部分というのは、それはここにわざわざ教育憲章に載せる必要はないような気がします。今キーワードになっているところに前文にすべて網羅させた文章でおさめて、具体的にはこういう例えば箇条書きのものが、共育の中身がそこに載っかっていくというような形がいいのかなと。

○委員

そうすると、さっき言った教育の中立をと大綱はとかそういうところは載せる必要はないんじゃないかという、そういうことですね。

○委員長

新城教育憲章って前文として教育の中立性とかいうものは載せていくということです。

○委員

そのところは前文に載せるということですね。

○委員長

それと、共育というのは一つのキーワードなので、我々新城としては。共育のもので日本一の教育を目指しますというのがいわゆる一番の意思の表現が強いかと思うのですよね。それを前文ですべて出しておいて、具体的には共育の内容がそこに載ればいいと思います。

○委員長

運営規定はちょっと、僕はあえてそこに載せる必要はない。とにかく中立性が維持できて、市長と教育委員会がコミュニケーションがきちんとして、いい環境で子供たちの教育を支えると、教育の軸は共育ですと、それを前文に載せたいと思います。

それでも箇条書きは共育の内容だけをこういうようにしますとすれば、ちゃんと中立性があるよと、市長は勝手にやるなというのを前文で全部歯どめとして載せておくと。

○教育長

一番の軸だよな。

○委員長

そうです。軸だけ前文に入れて、具体的な覚えやすい言葉、ワードを使って、箇条書きにして共育のこういうように子供たちを育てましょうとすればいいのではないですかね。

○委員

そうすると、共育がものすごく強調されていていいですね。

○委員長

前文が重石になっているので、それをやってこそ共育がちゃんとしていきますよという話なんですね。

○委員

基本的には同じことなのですよ。こういうふうに細かくは書かないけれどもということだよ。

○委員長

はい。

○委員

前文は相当長くなりますよね。

○委員

それを何とか短くこう、三、四行ぐらいに圧縮したいですね、言葉を選んで。

○教育長

すらすらすらと言える程度でなければいかんね。

○委員長

今、僕が言ったぐらいの中身だったら多分覚えられると思いますね、青年会議所の。

○委員

前文でそれだけ機能的なことを盛り込めるとすれば、あとは本当に市は何々をしますとか、市民は何々をしますとか、子どもたちは何々をしますというふうなことで、これが共育ですよという、みんながそれぞれの役割を持って育ちながら育てていくというようなデザインが4条とか5条とかそれぐらいでぎゅっといければいいと思います。

○委員長

それはいいです。共育というのは、僕は前文で必ず入れるべきだと思いますね。

○委員

そうですね。

○教育長

それでは前文に入れたい事項、これだけはぜひというものをちょっと話し合っていたらいい。

○委員

この中からですか。

○委員長

今、委員が言っていたものね、なんか。

○委員

やっぱり、新城の三宝というのは、これも非常に大事な言葉だと思うね。その次に共育ですよね。それから教育の中立、継続、安定性。この三つはぜひ入れてもらいたいと思いますね。

○委員

私も同感です。

○委員長

あと、教育委員会と市長の健全な関係、何て言うんですかね。このちょっと言葉が見当たらないんですけども、中立の中に入るのかもしれない。

○委員

私は、教育というのは将来への投資であるという、それが未来を担保するものである、教育の意味というものを常に市長と教育委員会が確認をし合いながら、人材の育成、地域の発展を目指しますみたいな感じのことかなということですよ。

○委員長

それはいいですよ。

○委員

大事なことだね、それは。教育は未来への投資っていい言葉だね。

○委員

こんな安上がりな投資は本当はないんですよ。恐らくそう思います。何か起こってからやる1%ぐらいで多分教育というのはやっていける力があるはずなのでね。

○委員

すみません。あと、このポチの下から二つありますよね、共育の日と、それをやっぱりどこかへ入れていただけたらと思いますが。毎月12日を共育の日、それから学校共育の日が6月の第二土曜日ですか、やりますよという、奈良の憲章と同じような。

○教育長

前文でなくてね、下のほうでね。

○委員

これは微妙ですよ、どこでうたうのが一番きれいにうたえるかという感じもするので。つくっていった上で。

○委員長

これ制定宣言。

○委員

シンボリックなものとして。

○委員長

別個にこう。

○委員

別個に。ここに新城教育憲章を制定するとともに何月何日の新城共育の日と定めますみたいなほうがストーンと落ちるかもしれないです。そういう文章の作り方がいいのかどうかかわからないですけど。

○委員

附帯事項みたいな形でね。

○委員

そういうのってありますよね。

○委員

ありますね。

○教育長

ここの例に挙げた七つの市町村は非常に全部抽象的です。けど、日本のいわゆる戦前の教育を担ってきた教育勅語は非常に具体的です。その親孝行をしようとか、夫婦仲よくしようとか、友だちをお互いに敬い合おうとか、それから勤労に励もうとかいう、すごく具体的なんだよね。

○委員

教育勅語。

○委員

時々思うのですが、離婚ができる状況って非常に幸せだなと思うんですよ。

○委員

できなかつたというか、今DVとかすごくたくさんある中で、外国とか結構そうじゃないですか。すごく虐げられていてもその離婚できない。「それが何だ、お前気に入らない」みたいな話で離婚になっちゃうとか、子供のことどうするかということも考えずに衝動的に離婚するということであれば、それはもう言語道断だったりするのですが、ある意味離婚ができるというのは、それによって救われる人っていうのもやっぱりいるな。

○教育長

きょうも午前中、いじめ人権サポート委員会やったんだけど、現実の小学校等を見ても、やはり離婚して一番しわ寄せが行くのは子供です。これがふえているね。だから、やっぱりそのところは簡単にできるというのはまずいと思う。その前にDVだ何だかんだということをしない人間をつくることのほうが大事だと思うんです。

だってさ、我々の世代、女性に腕力をふるって手を出すなんてことは男の恥だって価値観がある。あり得ない話。あるいは弱い者をいじめるというのも。それがそうではないという。我々はそんなことをするのは卑怯だと思う。男の風上にも置けないという基本的論理じゃん。それがなくなっているもんでそうなっているところですね。家内に手を出すなんてあり得ない話。

○教育長

それが西洋でもそうです。やっぱりレディファースト、ジェントルマンというのはそんなことしっこないわけですので、その教育のほうが大事だと思う。

○委員

実際にそういう家庭がたくさんあって、もういっそ別れたほうが子供のためみたいな。

○委員

そういうことあるよね。

○委員長

今は子供を救わなきゃならないのが出てきたので。子どものことが最優先にならなきゃならないですけど。その行く先には、もうちょっと大人にもきっちり子供どうするかという話をしなければならぬという感じですね。目の前には子供を助けなきゃしょうがないという話。

○教育長

今それはものすごく多いんです。

○委員

多いなんて聞くと本当気が滅入りますけど。

○教育長

本当に。だから、その前の教育を何とかせんと、やっぱり戦後教育のひずみでしょうか。結婚の形態も本人だけがよけりゃいいということで、式も挙げない、仲人も立てない、結納もしないというのが普通になっているでしょう。昔はそういうのが歯どめになっていたと思う。全部。人間なのでいろいろなときがあるに決まっているけれども。暴力は別だよ。やっぱり我慢は必要ですが、我慢できなくて弾けるという例が多過ぎる。

○委員長

きっちり人道守れとか。ちゃんと入れておきましょうよ、これ。

○委員

私はその何だろう。

○委員

その辺もあってどういふような表現をするのかというのが結構慎重にならなきゃいけないという、一番弱い立場の人たちというのが傷つけられないようにというか、ということと言われたのであれば、先ほど言われた人道というふうなこととか、どういふふうに育てていくのか、どういふふうに育てていくのか、育てられない環境のときにどうするのかということが恐らくこのミッションだったりとかすると思うんですよね。

○教育長

大人のしわ寄せが全部子供にいつている。親の因果が子に移る。もうそのとおりでよ。

○委員

そうするとまた子供はそれを引きずりますよね。

○教育長

きょうの新聞だったかな、いわゆる貧困世帯の割合が16%だって出ているけれども、そこで親が働かなくて生活保護と年金だけで生活している、そういったところがすごくふえてますね。

○教育長

一方、何、例えば夫婦だという言葉を入れるとか、いわゆる生き方を入れると、いわゆる個人の心情に触れると、個人は自由じゃないかと。私生活まで触れるなというんだけど。でも、そうじゃない、人間の生き方というのは社会生活の中で見ながら人間が学んで合っていくもんなんだけど。個があつて、集団があつて、社会があるにもかかわらず、

社会のことは触れていいけど個には触れるなという変な自由があるでしょう。そこら辺がやっぱり今のひずみをつくり出していったことなんじゃないかな。

○委員

子供を女の人が生まない自由とか、例えば子供を生んだとしても、子供より自分の人生を大切にしたいとかね、やっぱりそういうふうに思い過ぎているというんですかね。自分も大事だけれど、じゃあ自分がよかったら子供はいいのかという話もあるかと思うんですけども。もし、これから女の人、女の人だけじゃないかもしれませんが、自分だけが一番大事しようと思ったら子供をこれからつukれない、生めない、育てないという時代になってしまうのかな。

○教育長

それから、子供の虐待なんかでも、再婚で妻のほうの子連れで来たとき、自分の子供でなくて、言うこときかんで虐待するといった例も多いですね。

○委員長

取り上げちゃいますもんね、アメリカだったら。

○委員

そうですね。

○委員長

簡単に取り上げますね、親から。

○委員

簡単に取り上げるところがまだ未成熟だと私は何か感じるんですけども。

○委員長

子どもが危ないと思ったら、すぐにぴっと取っちゃう。

○委員

命の危険がまたあるところだとするかもしれないですね。

○教育長

だから、やっぱり日本的な要素は大事にしたいなと思うね。

○委員長

それだと周りなんですよ。地域なんですよ。子はまちの宝だという話なんですよ。親の宝だけじゃなくて。

○委員

親本人はもうどうしようもないと思うんですよ。親本人は、そこはそれはできないという状況で、できないということの認識も乏しいという。

○委員長

「私はやれてる」と。

○委員

「やれてる、こんなもんじゃないか」と思っているというか、そんなところじゃないかな。

○委員長

昔、いませんでしたか、おじいさんで、「あそこの親父だめだからうちでちょっと修行するから、子供をこっちへ持って来い」なんて言って。

○教育長

養子なんか結構自由だったね、昔は。

○委員長

ありましたよね。

○教育長

今は、養子は本当に少なくなったもんね。子供がいなかったら、養子を取って相続するなんて普通にあったわけ。殿様でも、武士でも幾らでもあったわけですよ。

○委員長

入れていい要素じゃないかと。

○委員

難しい問題も議論になるもんね。もう主義・主張によって。

○委員

そこまた避けてしまうと、こんなのつくっても意味がないと言われるかもしれないので。少なくともそれ包括できるような表現の仕方だとかそれは考えられると。

○委員長

子供の位置。

○教育長

結局、いじめだ何だかんだも原点はそこだもの。子供が親の姿を見てまねしていくわけ。

○教育長

教育勅語もそうです。忠君の忠もそう。自分に誠実に生きるという意味ですね。心の真ん中です。忠臣になると君主がおって家来なんだけども、忠自体家族や組織に対して誠をつくして生きるということ。

○委員長

五徳のこと。

○教育長

そうそうそうそう。五徳、八徳、十徳です。

○委員

私、知っていることしか覚えてない。

○教育長

この価値観がどこかで欠落しているんです。もし、今、神話を教えるなんて言ったら、韓国、中国は怒ってしまう。

○委員

結局、皇祖神っていうかね、今の皇族の祖先にあたる、そういうようなつながりで、やっぱり大日本帝国万歳じゃないけど、天皇のもとに戦争に行かされたというそういうふ

うにつながっていったところがあるのかね。

○教育長

天皇制とのつながりなんだよね。結局は、明治維新のときの政策だね。

○委員

そうだよね。

○委員長

さっきの家庭、子は宝じゃないけれども、未来へ投資とかという話もあったので。

○教育長

未来へ、あるいは子供主体で言うと、「子供は未来からの使者」という言葉もありますしね。

○委員

先生らしいですね。

○委員長

それとその子供の立ち位置というか、今ここで盛り上がっていた議論の話は何となく入りたいですね。

○教育長

虐待にしる、DVにしる、やっぱり子供の人権、女性の人権というのが非常に粗末に扱われているという現実なんだよね。

○委員

思うんですけれども、どういうふうに育ちたいか、どういうふうに育てたいかと思ったら、誇りというか、そういうことがすごく大事な点。自己顕示欲だったりとかそういうものではなくて、みずからを立てるため、みずからとして立っていくために必要な教示というか、それがその社会の中で自分が一体どういう役割を負っていけるのかという、それに裏打ちされるものであったりすると思いますし、そういう育ち方、育て方をしようという、これは大人になっても自分というのが社会に貢献する中で誇りのある個人としての自覚というか、そういうものを持っていきましようというようなことが言えないかなと思います。

○委員長

公と個の関係。

○委員

忠って言われたことも、結局そういうことのような気がするんですよね。自分自身を位置づける、見つけるということの中で、君主がいた時代は忠という中で自分がそれにどう貢献できるか。私がここにいるという存在を示し得るかというのがもともと忠の在り方のような気もするので。そういう誇りということをうまく表現ができないかなという気がします。

○委員

昔は親子は一世、夫婦は二世でしょう、主従は三世だものね。

○委員

そうなんです。

○委員

そうですよ。そういうふうに言ってたんですね。だから、忠というのはすごく大事な思想だったんだよね、特に武士の時代なんかはね。

○委員

私、昔は恥の文化というのに対して、すごく日本のそういうものっていやだなと思ったんですけど、今はいいなと思うんです。恥の文化がなくなってしまったから、自分の好きなようにしていいわという感じになってしまっているかなと思うんですけどね。

○委員長

昔の商売人なんかはね、武士の家に行って修行ですからね、娘の礼儀作法とかは。恥の文化にもそういうところがあると。

○委員長

だいぶ盛り沢山になってきましたね。

○教育長

なんかユネスコ憲章や教育基本法の条文になっちゃうね。

○委員長

ユネスコは本当に子どもと女性を守りましょうという話ですもんね、あれは完璧に。

○教育長

それなら教育基本法の条文でユネスコ憲章をそのまま持ってくればいいじゃないかになってしまうので。新城という地に足をつけたというところはすごく大事なことだと思います。

○委員

そういう意味で言うと、やっぱり同じこと言うけどね、新城の三宝とね、共育と、それからさっき言った教育の中立性、継続性、そういうようなところはすごく大事。

○委員

さっき言った誇りって言いましたけれども、この三宝とかというのは私の中ではすごい結びついていて、自分がよって立つところはどこなのかとかいうか、自分はどこに立脚しているのかという自分を支えるベースみたいなものというのを確認ができるということが最終的には誇りに結びつくのかなというような、ちょっと飛躍があるかもしれないですけども、そういうふうにして思うんですよね。そういうことをやっぱり、何かを大切に思う、愛するというか、それが結局自分に返ってくるんだよというふうなことが私の中のイメージです。

○委員長

しかし、まあ、前文はどちらかと言うとやっぱり抽象的になりますよね。

○委員長

ほかに何か追加するような文言とか要素とかありますか。今なんか前文と条文というような流れが出ていますけれども。

○教育長

まあ、おさまりがいいですね。

○委員長

そうですね。

○委員

やっぱりこの教育憲章に市長がこの教育憲章に対して、どういうふうにかかわっていくかという部分を載せておかないと、「俺は知らんよ」というふうでは困りますからね。

教育憲章、「それは教育委員会で勝手にやっておくれん、自分は知らんぞ」というのでは困るからね。そこのところは一番大事なところであるもんですから。

○教育長

地教行法にも議会のことは何にも書いてなかったんだけど、それはどんなもんだろう。ここにはちょっと項目として入れたのだけど、いわゆる、自治というのは二元代表制だから、市長と議会ということは根本なだけだ。

○委員

議会の機能自体があれですよ、お尻を叩いたり、牽制したりとか、そういう役割じゃないですか。議員立法もちろんできますけれども。

○教育長

基本的には一般質問なんかでも、いわゆる市の行政に対して、チェック機能を果たすというような意味での一般質問が多いよね。

でも、本来なら二元代表制ですから、どんどん議員のほうから提案していった方がいいと思います。

○委員長

本当はそうですね。

○委員

一種の歯どめになるっていうことですよね。例えば市長が一方向的に言って来たことに対して、こちらでああだこうだと言えるということは歯どめになる。

○委員長

今現状だと何か行政が出したもの、市長が出したものに対して「どういうことですか」と確認しているような、「これはどういう話ですか」という話なんですけれども、本来ならもう少し出せるですね、本当に。

○委員

だから、この教育長だとか教育委員について言えば、市長が簡単に言うと推薦して、それを議会で認めてもらってということだから、一応議会が認めなければ、そこで歯どめが効くと言えは効くわけだよね。

○委員長

教育憲章自体、だから議会へ諮るので、文言として市長と教育委員会の関係性で、新城教育憲章を議会で諮れば、それで後追したものになるんじゃないの。確認したことになるんじゃないですか。

○委員

例えば途中で、変える前はやっぱり議会に承認というか説明が要るでしょうね。

○委員長

議会上程して確認して「いいですよ」という話にすればいいじゃないですか。

○委員

そうですね。

○教育長

この憲章を総合教育会議での決定事項にしたら議会は要らないけれども、やっぱり議会で承認してもらって、一つの条例としての位置づけとすれば、議会の承認が変更する場合も要るということになるけれども。だから、どこを目指すかということですよ。

○教育長

地教行法では入っていないんだよね。入っていないけれども、これまでの新城市の在り方とすれば、予算大綱を市長が説明し、教育方針は教育長が説明するということで、それに対して議会が質問をするわけです。議会の承認の上で教育行政も進めているとそういう大前提に立っているわけですね。

○委員

そのラインが一定の効果があると。これは守っていきたいねということであるならば、やっぱりちゃんと議会に通したものにしましょう。これからも大綱は議会で承認いただきましょうということになりますよね。

○教育長

市長や教育長の独善じゃなくて、市民の代表である議会も承認したという形を得たほうが、そこでもんでもらって意見を聞いたという形をとるほうがいいんですよ。

○委員

ちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

ここの9のところに関するところで、さっき先生が1、2、3、4、5、6ですか、新城教育の中立のところですけども、これはどこに入れるのかということと、それとこの言葉どおり一つ一つに入れるのか。あるいは、何かまとめた形にするのかということなんですけれども。

○教育長

その前文の中で大枠としての歯どめはできると思うんですよ。それで具体のところを地教行法に基づいてここでどううたうかということが問題になるというように思うのだけれども、ここは1、2、3、4、6項目も挙げているけれども、1項目か2項目でまとめれば条文の中へ入れてもいいかなと思うのだけれども、下位事項としてね。

○委員長

そうですね。

○委員長

後は何か皆さん、どうですか。

○教育長

さっき五徳の話が出たけれども、あるいは教育勅語の話が出たけれども、具体的に触れら

れるようなもの、共育12はもう完全な具体的なのですけれども、共育12の項目の中でやはりここで具体的に触れておきたいというようなものがあつたら一つ、二つ入れるというような形。全体との量との関係もあるんですけれどもね。

○委員長

そうですね。

○委員長

共生とか仲よく学びというところは一番最初の人権と。

○委員

そういうことに集約される可能性がありますよね。人間第一主義と。

○教育長

この人権尊重、男女平等、いろいろなことを意識してこの言葉にしましたけれども、もっといい言葉があつたらその言葉に変えていいですよ。直接的にDVだ、虐待だなんて言葉は入れたくない。

○委員長

そうですね。

○委員

何か1、2、3、4、5、上から五つというのは、上の新城共育12の9を除いた残りの10個をこの五つに集約したのかなというそんな感じもしないわけではないんだけどね。

それで、その次の6個が「ク」の部分が具体化されていて、最後の黒ポチ二つについては、具体的な月日をここに載せて啓発しようというような、そういうようになっているのかなと思うのだけれども。だから、いわゆる教育そのものの象徴的なことは、一番上の五つの黒ポチのところに教育長の精神があらわれているのかなということは思いますね。

○教育長

それで、その下の2項目、これ実践宣言になっているかもしれないんだけど、この頭に新城共育12を定めて実践しますというようにして、付票として新城共育12をつけるといいと思います。

○委員長

そうですね。

○教育長

そういう形にすると、実践項目がはっきりしてくると思うんだよね。

○委員長

なんか難しい作業ですよ、前文にするのも。結構難しいですよ、これ。

○教育長

格調高い言葉と文章で、しかもリズムがある。

○委員

やっぱり今こうやって考えていくと、新城共育12というこのところで教育長さんが苦心されたことはわかるけれども、このところはやっぱりちょっと無理やりくっつけた部分もあるもので、だから、そういう形で条文はできるから、前文のところでこれをくっ

つければね、この新城共育12は合言葉でいいものですから、これはどっちかというカットしたほうがいいかもしれないね。こういうことはおもしろいんだけど。結局ダブっているからね。

○委員

人間第一主義ですけれども、今ここにあらわれているのであれば、子供、高齢者、男性、女性、ここになってきますかね。今、多様性というか、この範疇だけじゃなくて、多様性ということを確認に示して、いろいろな考え方とかそういうものは尊重される市というような見方ができないかなとちょっと思ったのですけれども。

○委員長

子供は初めだよ。

○委員

そうですね。

○教育長

「初め」とか「など」という言葉を使うとぼけてくるんだよ。

○委員長

はっきりこう断定すると。

○委員

そうすると、憲法でもいろいろなものを並べていくことになっちゃいますかね。

○教育長

そうすると、長くなりますね。

○委員長

だめなんですよ。

○委員

それと、何かぽんとか置けるような言葉がないかなと思ったんですけど。

○教育長

難しいね。

○委員

思い切ってやめちゃって、新城教育は人間第一主義を貫きますにしようとか、そのほうが。

○委員

私もっとそれだとわからなくなっちゃう。

○委員

結局、言葉ができるとその言葉で限定してしまうものですから。

○教育長

教育基本法の前文を見ても、すごい長いですね。

○教育長

これは何を言いたいんだと思って、主語はどれだ、述語はどれだという形になるわけ。目的のほうが多過ぎるから、網羅しようと思うとそういう文章になってしまうじゃんね。

そうするとインパクトがないですね。一体何を言いたいだということ。

○委員長

この間の退職校長会の話の中で人間尊重の精神にのっとりというか、そこからですね、入った。

○委員

そういうことですよ、同じですよ。

○委員

本当に、人権尊重なのかも、本当に。

○委員

子供は人権尊重はと書いてありますけれども、まさに人たる存在を尊重してという。

共生もこれなんですよ、いろいろなものがあり得て、みんなで支え合うというのが結局、人権を尊重するということにもつながりますし。

○委員長

人権を尊重して共生するということだよ、要はね。

○委員

さすがですね。共育12の中にスポーツ以外にカタカナがないというのはさすがですね。

○教育長

だけれど、新城のところでは運動を入れているもので、これもスポーツを運動にすればいいのかな。

○教育長

ただ、振興計画の中ではスポーツという言葉を使ったからね。

○委員

そうですね。

○委員

やっぱりさっき先生が言われたように、資料の1、2、3、4、5はどう読んでもすばらしいですよ。2番目の顔と名前のわかる共育というのは、またいいですよ。

○教育長

具体の言葉が入るとわかりやすくなるんだよね。それを簡単にしようと思ってそれを省くと抽象的になるんですよ。その辺がジレンマに陥るところなんだよね。

さっき紹介したようなやつは、抽象的な言葉が多いし、具体になると余りにも具体過ぎて、「何だ、これがすべてか」ということを思うし。

○委員

またね、考え方も、具体的じゃないとわからない人もいれば、抽象的なほうがわかる人もいるんですよ。人にもよるしね。確かに全体的には具体的なほうがわかりやすいかね、全体的にはね。

○教育長

ストーンと落ちるわね、具体的な言葉があれば、その辺、考えてきます。

○委員

あまり時間がないですよ、今年度中に通すというですよ。

○教育長

たたき台をつくれますので、これで24日が定例教育委員会議ですよ。

○委員

今度24日ですよ。

○委員長

そうです。

○委員

その次の定例教育委員会は8月27日ですね。

○委員長

そうですね。

○委員

その間ぐらいでというと、ちょうどお盆ぐらいになるのか。

○委員長

それじゃあ、次回24日の定例委員会の前に1時から臨時の教育委員会議ですね、場所は勤青ホームね。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記

